

災害時等における緊急分析の協力に関する協定書

群馬県下水道総合事務所（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬県計量協会環境分科会（以下「乙」という。）は、災害等の発生により甲の水質分析等実施が困難な場合、乙が緊急的に行う分析（以下「緊急分析」という。）に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における緊急分析の協力について、甲と乙の基本事項を定め、迅速かつ適確に対応することを目的とする。乙は社会及び自然環境の保全に寄与するため、以下の事項に協力するものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、緊急分析を行う必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項により要請を受けた時は、甲に対して速やかに協力するものとする。

3 甲及び乙は、要請時の連絡系統について別途定めるものとする。

（要請手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条第1項の規定による協力の要請に当たり、緊急分析に必要な事項を通知するものとする。

（報告）

第4条 乙は、緊急分析の結果を速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が実施した緊急分析に要した費用は、甲が負担するものとする。

（秘密の保持）

第6条 本業務において知り得た情報や個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（実施要領）

第7条 甲乙相互の具体的な取扱いについては、別途定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙からの意思表示がない場合は、有効期間に関わらず期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（雑則）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年9月27日

甲 群馬県下水道総合事務所
所長 大内章義



乙 一般社団法人群馬県計量協会環境分科会
会長 浅川千佳夫

